信用金庫は佃製作所を応援できるか

信金中金月報掲載論文編集委員 家森 信善 (神戸大学 経済経営研究所教授)

昨年、池井戸潤氏の『下町ロケット』が大ヒットした。横暴な大企業に対して、中小企業の佃(つくだ)製作所が苦しめられながらも、技術の力で勝ち抜いていく物語である。人気が出たのは、技術を極めるために愚直に努力する主人公に共感する人が多かったからであろう。

ちなみに、ドラマで出てくる金融機関は、まさに「雨が降れば傘を取り上げる」タイプであった。多くの信用金庫職員が「私なら、あるいは、わが金庫なら応援するぞ」と思いながら、テレビを見ておられたのではないだろうか。実際、筆者が実施したアンケート調査(家森信善・冨村圭・高久賢也「地域金融の現場からみた地域密着型金融」『金融ジャーナル』2013年7月)によると、地域金融機関の現役支店長で、「雨が降れば傘を取り上げる」ような行動をとりたいと思っておられる人はほとんどいなかった。

さて、佃製作所が大企業と渡り合えたのは、技術開発を地道に続け、大企業にできない高い技術を持ち、かつその特許をきちんと確保していたからであった。改めて、「取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)」(金融庁『平成27事務年度 金融行政方針』) する上で、取引先(とくに製造業)の技術を見極めることの重要性が確認できたのではないだろうか。

筆者が2012年に愛知県内の製造業の中小企業(従業員300人以下)3000社に対して実施したアンケート調査(回答数803社)によると、過去5年間におよそ15%の企業が特許を申請していた(家森信善編『地域連携と中小企業の競争力』中央経済社2014年)。雇用を増やしている企業に限定すると、特許の申請率は26%を超えていた。新しい技術を開発し、それを活かして経営を伸ばしているのである。反対に、経営状態の悪い企業はR&Dができず、特許の申請もできないという悪循環に陥っていることになる。現在の経営状態が悪いのは製品の競争力が乏しいためであり、製品の競争力を高めるには新しい技術が必要なはずである。それにもかかわらず、技術開発に取り組めないのでは、じり貧になるのは避けられない。

中小企業がさらに成長したり、あるいは、悪循環から抜け出したりするためには、信用金庫が中小企業の技術開発を良く理解して、応援する必要がある。したがって、知財評価は信用金

庫の職員にとって本当は身近な問題なはずである。ただ、文系出身者の多い金融機関職員の間では、技術評価は苦手だという意識が強いのも事実であろう。

この点で、是非活用して欲しい制度がある。それは、特許庁が推進している「中小企業知財金融促進事業」である。筆者は、「中小企業知財金融促進事業」に助言をする知財金融委員会の委員を務めており、それだけに、是非、多くの信用金庫に活用していただきたいと思っている。

同事業は、特許等の知的財産を活用している中小企業の事業を適正に評価し、金融機関からの融資可能性を拡大するために、中小企業の知財ビジネス評価書を無料で作成・提供するものである。取引先の技術を単に「何ができるのか」といったレベルではなく、「その技術がビジネスにどう活用できるか」や、「その技術が他社の模倣に対してどの程度頑強なのか」といった点の評価を、知財評価の専門機関に無料で行ってもらうことができるのである。

この事業のカギは、金融機関に、知的財産を切り口として取引先の事業性を評価する方法を 具体的に示すことで、金融機関における知的財産に対する関心を高めることである。それだけ に、できるだけ多くの金融機関に関わってもらいたいのである。もちろん、知財ビジネス評価 書には定まったフォーマットがあるわけではないし、それぞれの金融機関にとって必要とする 観点は異なるだろう。そこで、2015年度の公募事業では、わが国を代表する知財評価機関8つ の中から、金融機関が自社の事情に最もふさわしいものを自由に選択できる形で実施された。

今年度、採択になった金融機関は全部で61機関であった。知財金融委員会の事務局が採択金融機関に個別ヒアリングを行っているが、これまでの利用金融機関の評価を総括すると、①企業の実態把握の深度が高まった、②顧客との関係強化のツールとして活用できた、といった意見がみられた。①に関しては、たとえば、ある信用金庫では、経営改善計画の策定中の企業が計画している、海外に生産委託して国内販売を行うビジネスモデルについて、商品力や信用力の観点からの評価を計画書に盛り込むことができた、とのことである。また、②については、たとえば、第一地銀から、「将来的な事業展開を評価書内で提起してくれており、そのための経営面の課題についてコミュニケーションができた」といった評価があった。

知財ビジネス評価書はそれだけで融資の適否を判断するものではなく、活用方法もまだ試行 錯誤の段階である。しかし、事業性評価に基づく本業支援を展開するために、知財面からの評 価やそれに基づく支援が不可欠であり、その有力なツールであることは間違いがない。

残念ながら2015年度の信用金庫の参加は24金庫にとどまった。蛇足ながら、知財には特許だけではなく、商標なども含まれており、非製造業に関する申請も可能である。来年度も実施される予定であるので、地元の「佃製作所」を応援できる職員を育成するために、この機会を活用してみてはどうだろうか。